

## 用語集

用語	用語解説
番号法	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」のこと。
番号制度	「社会保障・税に関わる番号制度」の略称。
個人番号	番号法に基づき個人に付番される12桁の「個人番号」を指す(番号法第2条第5項)。マイナンバーと同義。
通知カード	市町村長が個人番号を住民に通知するためのカード。
個人番号カード	希望者の申請によって市区町村で作成されるカード。券面に本人の顔写真が付き、本人確認書類にもなる。
個人情報ファイル	個人情報をその内容に含む個人情報データベース等を指す(番号法第2条第4項)。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報(特定の個人を識別することができる情報)を指す(番号法第2条第8項)。
特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを指す(番号法第2条第9項)。
基本4情報	住民基本台帳の4情報(氏名、住所、性別、生年月日)。
情報保有機関	番号法別表第二の第1欄に規定される情報照会者及び第3欄に規定される情報提供者。
情報照会者	番号法別表第二の第1欄に掲げる者(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)
情報提供者	番号法別表第二の第3欄に掲げる者(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)
特定個人情報保護評価	番号法第27条の規定に基づき作成する評価書の作成をいう。

住基システム(住民記録システム)	市区町村で住民票に記載される事項を記録し、住民基本台帳法に基づく業務を行うシステムを指す。
既存システム	各情報保有機関において、個人情報を保有・管理するシステム(住基システム、地方税システム、各福祉業務系システム、システム共通基盤等)を指す。
宛名システム	個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理し、既存システムへ提供するシステムである。
庁内データ連携システム(暫定)	システム間での庁内情報移転のための情報授受のシステムである。
団体内統合宛名システム	既存システムのうち、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン 第2章第4節 団体内統合宛名システム等の整備に係るガイドライン」における地方公共団体で業務横断的に宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うシステムを指す。
団体内統合宛名番号	地方公共団体で保有している団体内統合宛名システムの中で、個人や法人を識別するために付番されている番号のこと。地方公共団体内のみで用いられている番号であり、個人番号とは別のもの。
住民基本台帳ネットワークシステム	市区町村の域を越えた住民基本台帳事務を行うため、各市区町村のシステムをネットワーク化したシステムのこと。住基ネット全国サーバー、都道府県サーバー、住基ネットCS(市町村CS)から構成される。
LGWAN	LGWAN(総合行政ネットワーク:Local Government Wide Area Network)とは、地方公共団体と国の機関等のネットワークを相互に接続する、行政専用のネットワークのこと。
中間サーバー	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。
中間サーバー・ソフトウェア	法令(政省令、告示、条例等を含む)等に基づいて地方公共団体において業務上行われる特定個人情報(連携対象)の照会及び提供それに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す。ハードウェアを含まない。
情報提供ネットワークシステム	行政機関等をコンピュータ回線でつなぎ、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の提供を管理するために、総務大臣が設置・管理するシステム。
副本	情報提供を行う目的で、中間サーバーに保存されている特定個人情報のこと。中間サーバー上には個人を識別可能な情報を保存しないため、個人番号は含まない。
符号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第20条第1項に規定する情報提供ネットワークシステム等及び情報保有機関において情報提供で用いる個人の識別子を指す。
バッチ	一定量のデータを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。または、複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式。